平成２８年（フ）第１０９５号
福岡市東区松島２丁目６番24―204号
破産者　宮良　峰夫
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７５号
札幌市北区新琴似７条９丁目５番15号　７番街ビル311号
破産者　島　　英紀
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６７号
札幌市北区拓北４条１丁目１番２号
破産者　松川　陽子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
栃木県真岡市上高間木３丁目23番地４　ハイツ昴Ｄ棟102号、従前の住所宇都宮市南高砂町11番21号
破産者　小宮　節雄
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３４号
栃木県真岡市上高間木３丁目23番地４　ハイツ昴Ｄ棟102号、従前の住所宇都宮市南高砂町11番21号
破産者　小宮さち江
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２８９号
埼玉県吉川市中野198番地11、旧住所埼玉県戸田市大字新曽1531番地　プラザビュースター407号室
破産者　保科　幸一
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
山梨県甲府市住吉５丁目６番45号　セレノブリッサＡ201、前住所山梨県甲府市朝気１丁目１番４号
破産者　岡　実千代
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
兵庫県尼崎市南塚口町４丁目２番５号　コンフォート南塚口202号、前住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目161番地の５　クレオ東園田町203号
破産者　植田眞寿己
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８２号
兵庫県姫路市南車崎２丁目５番34号
破産者　小路あつ子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５２号
長崎県長崎市錦１丁目14番８号　陶山コーポ202号（開始決定時の住所）長崎県長崎市柳谷町19番３―102号、旧住所長崎県長崎市錦１丁目17番12―406号
破産者　平山智代子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
長崎県佐世保市新行江町817番地101号（開始決定時及び住民票上の住所　長崎県長崎市葉山１丁目44番15号）、旧住所長崎県長崎市高城台１丁目27番11号
破産者　川口　　朗
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２４号
神奈川県藤沢市辻堂新町１―２　辻堂駅前ハイツ第９号棟第1003号室、開始決定時の住所神奈川県藤沢市辻堂東海岸３丁目４番６―108号
破産者　五内川里子
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５３号
熊本県合志市幾久富1866番地476
破産者　志賀　　亮
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４４号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1067番地３
破産者　大美賀　孝
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７６１号
埼玉県上尾市錦町34番地３　美原コープタウンＢ―203、旧住所埼玉県上尾市向山２丁目33番地６
破産者　元吉加代子
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
大阪市城東区古市２丁目１番５―502号、前住所大阪市城東区成育４丁目27番22号
破産者　大野　　浩
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部